

意見書

平成 25 年 1 月 21 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

今回の電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の改正（以下、「規則等の改正」という。）に当たっては、電気通信事業報告規則に基づき報告するデータを「電気通信事業の健全な発達等のための基礎データとする」とともに、公正競争レビューや競争評価における分析等に用いる」というその主旨に沿って、総務省殿が、本規則等の改正に基づき報告することとなるデータを、各施策の中で行われる分析に有効活用し、公正競争環境の維持・強化を図る政策の決定につなげて頂きたいと考えます。

しかしながら、改正案の一部の項目においては、電気通信事業者（以下、「事業者」という。）の経営情報や IR 情報に該当すると考えられる詳細な項目等も含まれているため、事業者の公開方針に反した情報開示は、事業者における経営上の問題となり得ます。従い、本規則に基づき収集されたデータの開示に当たっては、あらかじめ開示方法等に関して事業者の意向を確認し、その意向を踏まえたものとするのが適切と考えます。また、規則等の改正の後、仮に上記事業者の意向に沿わない開示が必要となる場合には、再度、事業者に対して事前に確認し、その開示方法等について承諾を得て頂くことを要望します。

以上